

「人事院規則８―１２（職員の任免）の一部を改正する人事院規則案」の概要

I 趣旨

激しい人材獲得競争が続く中でも、公務に志高く優秀な人材を確保するため、令和９年度より、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及び専門職試験（大卒程度試験）の試験日程を１か月程度前倒しすることとしており、専門職試験（大卒程度試験）である航空管制官採用試験の最終合格者発表日から採用までの期間が１月延びることとなる。

職員の採用は、採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿に記載された者の中から行うところ、当該名簿は最終合格者発表日から効力が生じるため、試験日程の早期化に伴い、航空管制官採用試験の現行の有効期間（１年３月）では従前どおりの時期（翌年１２月までの期間）に採用できなくなる問題が生じる。このため、当該試験に係る採用候補者名簿の有効期間を１月延長する必要があるため、人事院規則８―１２（職員の任免）の一部を改正する。

II 改正内容

人事院規則８―１２第１４条第１項第４号に定める航空管制官採用試験（人事院規則８―１８第３条第３項第１２号に掲げる採用試験）に係る採用候補者名簿の有効期間について、上記Ⅰに鑑み、現行の１年３月を１年４月に改める。

III 施行期日

令和８年１２月１日（予定）